新 潟 労 働 局
Niigata Labour Bureau

Press Release

報道関係者各位

令和８年１０月３０日
【照会先】
新潟労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官　井 上 敦 子
TEL：　０２５－２８８－３５１１

11 月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

～無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！～

厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様書変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があることから、このような状況を改善するため、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組みを行っています。

新潟労働局（局長　黒部（くろべ）　恭志（やすし））では、本月間中に、あらゆる機会を通じてキャンペーン月間の周知を行うとともに、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけに取り組みます。

【取組みの概要】

○　令和８年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、併せて「しわ寄せ」防止についても要請を行います。

○　県内市町村及び公共交通機関に対し、ポスター、リーフレット等を配布し、当該キャンペーンの周知依頼を行います。

○　管内の事業所を訪問して働き方休み方改革の周知・啓発を行う際に、「しわ寄せ」防止に向けた要請や各種支援制度の周知等を行います。

・添付資料：　リーフレット「11 月は『しわ寄せ防止』キャンペーン月間です」

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)